

## 第4回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年7月10日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(1名)	10番 土海 政信 委員			
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	16番 山田 隆雄 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第13号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第15号議案 農用地利用集積計画の決定について 第16号議案 農用地利用配分計画の策定について 第17号議案 非農地認定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 時効取得による所有権移転登記の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>事務局</p> <p>会長 議長</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今から、令和元年度 第4回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願い致します。本日の先導役は、順番ですと10番土海委員ですけれども、欠席ですので11番山下和子委員に先導をお願い致します。</p> <p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。ありがとうございました。本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数11名に対して、ただ今の出席委員は10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつをお願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それでは会を進めます。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「議事録署名委員及び書記の指名」についてを議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長において指名をすることにご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。異議無し、と認めます。それでは、議事録署名委員には4番土井繁美委員、5番横川力委員を指名致します。会議書記には藤井事務局長及び谷岡副主幹をお願いを致します。</p> <p>次に「会期の決定」を議題と致します。お諮りを致します。この総会の会期は、令和元年7月10日本日1日限りと致します。これにご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>異議無し、と認めます。そして、この総会の会期は、本日1日限りと致します。</p> <p>次に日程3番、報告事項に入ります。まず第1号「賃貸借の解約等の通知について」。このことを事務局、報告してください。</p> <p>報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p>

<p>報告事項 第 2 号 時効取得による所有権移転登記の通知について</p>	<p>議長  事務局         議長</p>	<p>番号 1 権限の種類 機構法。農地中間管理事業の推進に関する法律の事なんですけれども。通知者 貸人 鳥取市東町 1 丁目 271 鳥取県農業農村担い手育成機構 理事長。借人 倉吉市●●。土地の表示 はわい長瀬——、地目は畑、面積 3,143 m<sup>2</sup>。合意の成立日は平成 31 年 3 月 31 日、土地の引き渡し日は同日であります。</p> <p>番号 2 権限の種類 経営基盤強化促進法。通知者 貸人 はわい長瀬●●。借人鳥取市東町 1 丁目 271 鳥取県農業農村担い手育成機構 理事長。土地の表示 はわい長瀬 ——、地目は畑、面積 3,143 m<sup>2</sup>。合意の成立日は平成 31 年 3 月 31 日、土地の引き渡し日は同日であります。</p> <p>で、こちらの同じ所について二つ出て来ておりますけれども。中間管理事業に基づく貸借を行っておいりましたので。耕作者の方が、こちらの耕作を、もうしないと云う事ですから。一旦地主へ返すためにですね、中間管理機構にまずは返して。で、その次は中間管理機構から地主さんに土地を返すと。2 段階の解約を行ったものでございます。以上であります。</p> <p>はい。それでは報告事項、もう一つあります。続いて報告事項第 2 号「時効取得による所有権移転登記の通知について」を報告してください。</p> <p>はい。頁をめくって頂きまして、3 頁目でございます。</p> <p>報告事項第 2 号「時効取得による所有権移転登記の通知について」を説明します。次のとおり、時効取得による所有権移転登記がなされた旨の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>(資料は、3-1 頁)</p> <p>番号 1 登記権利者 宇谷●●。登記義務者 宇谷●●。土地の表示 大字 宇谷——、地目は田、面積が 1,238 m<sup>2</sup>。登記受付年月日は令和元年 5 月 29 日で、登記原因及びその日付は平成 7 年月日不詳、時効取得であります。次の頁 3-1 が航空写真による位置図を付けておりますので、参考にご覧を頂きたいと思えます。</p> <p>(資料は、3-1 頁)</p> <p>番号 2 登記権利者 泊●●。登記義務者 埼玉県三郷市●●。土地の表示 大字 泊——、地目は畑、面積 102 m<sup>2</sup>。登記受付年月日は令和元年 6 月 20 日、登記原因及びその日付は昭和 63 年月日不詳、時効取得であります。航空写真による位置図を 3-2 に付けております。参考にご覧ください。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりました。何れも内容につきましては記載のとおりでございます。</p>
---	---	---

<p>4 議事 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)  事務局</p>	<p>添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長の専決により受理をしております。従いまして、報告事項でございますので、ご了解を頂く訳でございますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>ご意見が無い様でございます。以上で報告事項を終わります。</p> <p>それでは報告事項が終わりまして、日程 4、議事に入ります。</p> <p>先ず、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは事務局、説明をしてください。</p> <p>はい。議案書は 4 頁でございます。</p> <p>議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は はわい長瀬●●、譲渡人は 下浅津●●。土地の所在 はわい長瀬——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積が 1,285 m<sup>2</sup>。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 35 アールであります。以上です。</p> <p>説明が終わりしましたので、議案第 13 号の質疑を、ただ今より行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は、無い様でございます。はい、それでは質疑無しと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の挙手でございます。従いまして、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案どおり可決致しました。</p>
<p>議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)  事務局</p>	<p>続きまして、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p>

(資料は、5-1 頁、資料 1 の 1 頁から 4 頁)

番号 1 土地の所在 大字 長江——、現況地目は 畑、転用面積 116 m<sup>2</sup>。転用計画の用途はその他の業務用地であります。施設概要は駐車場及び進入路で、建築物はありません。譲受人は、長江●●、譲渡人は、宇谷●●。契約内容は、親子間の贈与です。

立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域に近接する区域内、許可根拠規定は 集落接続で、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。事業内容は、車 3 台分の駐車場と、譲受人が管理している家屋への進入路を新設するものです。進入路は既設道路の取り合いまでで、延長は 12m、幅 4m のコンクリート舗装です。雨水排水として、既設道路用地内に 150 の U 字溝を設置するものであります。

農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外であります。隣接耕作者の同意書が添付されております。

頁をめくって頂き 5-1 頁が航空写真による位置図です。別冊の資料 1 をお願いします。資料 1 の 1 頁目が現地写真。2 頁目が公図。3 頁目が土地利用計画図並びに標準断面図。4 頁目が縦断面図と云う事になります。

1 頁戻って頂きまして、資料 1 の 3 頁の平面図と書いてある土地利用計画図を、ご覧を願ひ致します。色を付けております部分が申請地ですけれども、赤色のコンクリート舗装は、既設道路の取り合い部分を含んでおります。下の所、緑色が切れている所が道路用地の、既設道路の取り合い部分と云う事になります。それから雨水排水については道路用地部分に U 字溝と、VP150 の塩ビ管を設けて、進入路から流れ出る雨水を排出するものですが、資料 1 の 1 頁目の写真をご覧頂けますでしょうか。右側の写真に道路側溝が写っておりますけれども、そちらに雨水を排出する計画であります。赤く縁取っておりますのが申請地。で、1 頁目の右下の、その道路の所にコンクリートの排水路が見えると思うんですけども。そこまで U 字溝と、それから塩ビ管で、雨水をずっと流して来る様な格好を設けまして、雨水をそれで排出すると云う計画でございます。

番号 1 が以上でありまして。本冊、議案書 5 頁に戻って頂きまして。今度は番号 2 でございます。

(資料は、5-2 頁、資料 1 の 5 頁から 12 頁)

	議長	<p>番号 2 土地の所在 大字 長和田——、現況地目は 畑、転用面積 95 m<sup>2</sup>。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅。建築面積は 57.14 m<sup>2</sup>でございます。で、これは借人になりますけども。借人は、東伯郡北栄町●●、貸人は、長和田●●。契約内容は、使用貸借であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、許可根拠規定は 集落接続。都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。事業内容は、一般個人住宅 1 棟。事業の全体面積は、申請地南隣の宅地、こちらが 423.20 m<sup>2</sup>でございますけども、これと合わせて 518.20 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>農業振興地域整備計画において、農用地除外済み。土地改良区の事業区域外であります。また、隣接耕作者はございません。</p> <p>頁をめくって頂き 5-2 頁が航空写真による位置図です。青線で囲っている所が宅地でありまして、赤で塗っている場所がこの度の申請地でございます。なお、申請地の北側隣接地は、この航空写真では畑になっておりますけども、今年の 5 条転用で現在は宅地、家が建っております。</p> <p>次に、別冊資料 1 の 5 頁目をご覧くださいでしょうか。こちらの写真が、今言いました北隣の土地に家が、こうやって建っておるのがご覧頂けるかと思っております。こちらが現地の写真で、赤い枠が申請地。青い枠が宅地、現況宅地になっている所ですね。それから頁をめくって頂き、6 頁目が公図。それから 7 頁目が土地利用計画図であります。8 頁目が雨水と下水の排出計画図。9 頁目が計画断面図。東西方向、南北方向で A-A'、B-B' と云う様な格好で、断面が二つ書いてあります。それから 10 頁と 11 頁が平面図。最後の頁、12 頁目が立面図でございます。</p> <p>申請地につきましては、北側の隣地境界にはコンクリートブロック壁を設け、雨水による土砂の流出を防ぎます。また、住宅部分の雨水は東側の水路と、西側県道の側溝へ排出する計画であります。</p> <p>以上、番号 1 番号 2 の申請につきましては周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりました。本案件につきましては、現地確認を行っております。議</p>
--	----	--

	<p>清水委員</p>	<p>案第 14 号については、番号 1 と番号 2 がございますが、先ず番号 1 の案件を、2 番の清水武敏委員に報告をお願いします。それから番号 2 の案件を、4 番土井繁美委員に、それぞれ報告をして頂きます。それでは番号 1 の案件の報告。2 番の清水委員、どうぞ報告をしてください。</p> <p>はい。それでは番号 1 の議案についてお話しします。本日 13 時 30 分から、会長、職務代理、土井委員、山本美代子推進委員、私と、事務局員 2 人の計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>現場は長江部落の西側って言いますか、西入口の附近です。で、先ほど事務局長がお話したのは、湯梨浜町学校に向かう十字路の南側の所に位置します。現場を確認したのですが、資料 1 を見て貰ったら分かり易いかと思いますけども。左上の所が申請のあった所で、その山側に建っている家に通ずる駐車場と通路を設けると云う事で申請されたものです。で、写真の右側の方は、畑地で色んな物を作られています。で、申請地は保全地域と云いますか、保全管理されている土地です。局長が話しましたが、排水の方はですね、山の方から道路に向かって斜面になっていまして。道路に附属して申請地には U 字溝を設けて排出されて、隣の土地には塩ビ管で、その東側の方には、既存の側溝に流すって云う様な排水措置がされています。で、写真右側の耕作されている土地の方とは同意が取れていると云う事で、農地への支障も無いと思われまので、転用計画を認めても良いと考えました。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。ご苦労様です。次に番号 2 番の現地確認報告を、4 番土井委員の方からお願いを致します。それではよろしくどうぞ。</p>
	<p>土井委員</p>	<p>番号 2 番、長和田の地区であります。資料 1 の 5 頁をお願いします。局長から報告がありました様に、今回の 95 m<sup>2</sup>は、左上の写真で言うと、赤い枠の所であります。幅 2m50 で、奥まで続いております。それで、右側のこれは宅地で、前は家が建っておりましたし、左側の方は家が建っております。両方とも農地ではありませんので、この転用計画を認めることについては問題が無いと考えます。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。それでは以上で現地報告を終わります。説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑がございませんか。それでは質疑無しと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり賛成の方は、挙手を求めます。</p>

<p>議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手でございます。よって議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、次に、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案書 6 頁をお願い致します。</p> <p>議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和元年 7 月 16 日でございます。</p> <p>(資料は、6-1,6-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧をお願い致します。関係戸数は 借り人 4、貸し人 4 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 2 件で 1,064 ㎡、3 年以上 6 年未満が 1 件で 238 ㎡、6 年以上 10 年未満が 1 件で 930 ㎡でございます。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 481 ㎡。樹園地として利用が 930 ㎡。普通畑として利用が 821 ㎡であります。利用権設定面積率は 0.017%であります。詳細につきましては次の頁 6-2 の各筆明細一覧を、ご覧をお願い致します。</p> <p>ちょっとだけ説明を入れておきますと、整理番号 4 番の土地は、報告事項で、合意解約で報告させて頂いた同じ土地でございますけども。次に借りる予定の方がですね、全体面積が 3,143 ㎡あるんですけども。そこにブドウのハウスがございまして、ブドウのハウス分 930 ㎡だけを、中間管理機構を経由してお借りをすると云う様な計画になっておりますので。全体面積の内の 930 ㎡を中間管理事業への貸し出しと云う、そう云う計画となっております。賃貸借であります。と云う事で、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。</p> <p>説明が終わりましたので、それでは質疑に入ります。皆さんの方からお尋ねはございますか。</p> <p>はい。それでは質疑無しと云う風に認めます。それでは質疑を終えて、これから採決を行います。議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p>
--------------------------------------	-------------------------------	--



<p>議案第 16 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>はい。それでは全員の方が挙手でございます。よって、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>農用地利用配分計画案につきましては別添資料 2 を、お願いを致します。資料 2 の頁をめくって頂きまして、各筆明細でございます。</p> <p>番号 1 権利の設定を受けるもの 上浅津●●。土地の所在は 記載のとおり の 1 件で、面積は 3,143 ㎡の内 930 ㎡、9 年 6 か月の賃貸借によるブドウ栽培であります。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質問はありませんか。</p> <p>じゃあ、ちょっと。質問しましょうか。無い様だから。</p> <p>はいどうぞ。河井推進委員どうぞ。</p> <p>確か、今ね、此処の面積は 3,143 ㎡ありますよね。後の 2,000 と云うのはどうなる。荒地になるのか。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>はい。今のところ残念ながら、残りの土地の部分については、借手が無い状態です。元々はずね、この度、最初の報告事項で解約の通知がありましたと云う事で、ご報告しましたけれども。当初はその方が、解約する前の状態では、ブドウハウスでブドウを栽培するとともに、ハウスじゃない所は白ネギ栽培と云う事で計画をされておったんですけれども。ちょっと、手放しますと云う事で。もう、そこからは撤退しますと云う事で解約があったんです。で、少なくともブドウの方、誰か引き継がないかないかなと云う計画の中で、この度の引き受けられる方がブドウ栽培をされると云う事で。ハウスの方は決まりましたけれども、残念ながらハウスじゃない畑の所は、</p>
--------------------------------------	---	--

<p>議案第 17 号 非農地の認定について</p>	<p>議長 河井推進委員</p>	<p>今管理をされる方が無いので。中間管理の出し方も、湯梨浜の場合は、相手先が決まった状態で貸し出しをするって云うやり方をしております関係で、作り手が無いのに中間管理にも任せられないと云う事で。残念ながら、今、借手を探している状態と云う事になります。以上です。</p> <p>はい。河井推進委員、良いですか。</p> <p>分かったんだけどね、何分にも荒れ地の方が多くなってしまふのでね。何か利用方法を考えて、中間管理機構に話すか、借手を探さないと。多分この人も隣りが荒れてしまえば、また、変な事になってしまう。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>事務局、それについての説明は、よろしいですか。</p> <p>ハウスのぐるり辺りの管理と云うのは、ハウスをされる方が当たり前の範囲でね、管理をしてくださると思うんですけども。残る面積の方が、何分多いものですから、そこの管理も頼めないかと云う事で話はしてたんですけども。やはり、そこまでは勘弁してください、と云う事でね。残念ながら。</p>
	<p>議長 河井推進委員</p>	<p>はい。と云う事だそうでございます。よろしいですか。はい。これはまあ、ちょっと仕方がないですね。</p> <p>仕方ないですね。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。その他にお尋ねはございますか。それでは質疑は無い様でございます。質疑を終結して、採決を行います。議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり意見決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって、議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>続きまして、議案第 17 号「非農地の認定について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p>
	<p>事務局</p>	<p>議案書は最終ページ、8 頁でございます。</p> <p>議案第 17 号「非農地の認定について」を説明します。次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの認定について、本委員会の議決を求めるものであります。</p>

		<p>(資料は、資料 3)</p> <p>お手元の別冊資料の 3 を、お願いを致します。資料の 3、非農地通知一覧表の台帳をご覧ください。今回非農地として挙げさせて頂きました場所は、東郷谷の内、大字が引地・小鹿谷・田畑・国信・別所・方面・高辻の地内であります。農地パトロールの結果、再生困難な荒廃農地の B 分類として区分された農地で、固定資産の評価地目も山林・原野となっているものを対象としております。</p> <p>一つ一つ説明と云う事になりませんので、一覧表をざっとご覧頂けますでしょうか。筆数が全体で 571 筆、面積が 369,927 m<sup>2</sup>ですから 36.9ha と云う事になります。これまでの調査で B 分類、再生困難な場所となっている所を、この度正式に非農地としての認定を、判断を頂くと云うものであります。よろしく申し上げます。</p> <p>少し時間を取りまして、皆さんに目通しをして頂きます。併せて質疑に入ります。皆さんの方からお尋ねがございましたらどうぞ。</p> <p>それでは、以上、質疑は無しと認めまして、ただ今より採決を行います。議案第 17 号「非農地の認定」について、このことにつきまして、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございますので、よって、議案第 17 号「非農地の認定」については、原案どおり決定を致します。</p> <p>それから、今、事務局の方から申し出がございました。この関連で、補足説明をさせていただきます。それでは説明してください。</p> <p>ただ今、非農地の認定について議決を頂きました。この件について、この後どうなるかの流れを説明させていただきます。</p> <p>この一覧につきましてですね、決定を頂いた分を、先ずはこちらに書いてある所有者・代納者・相続人の方に、こう云う決定を致しましたと通知を出します。で、もし異議がある場合は、3ヶ月以内に農業委員会の方に届出をしてくださいと云う事で通知を出します。それで3ヶ月経過して、その間に異議申し立て等々が無ければ、それでこの認定が確定したものと云う風に処理をさせていただきます。税務係、それから県、それから法務局の方に通知を出します。具体的な手続き</p>
--	--	---

	<p>山本正義推進委員 議長 山本正義推進委員 事務局 議長 事務局</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>としましては、後は、うちの役場の税務係の方がですね、職権で法務局に対して地目をこちらに記載の地目に変更してくださいと云う事で依頼をしまして。法務局がそれに基づいて地目を変更すると。そう云う流れになりますので。以前でしたら、権利者の方に法務局行ってもらって、地目変更手続きと云う事で、してましたけども。職権で出来る手続きと云う事になりましたので。そう云う流れで。所有者の方のお手を煩わす事無く、自動的に地目が変わると云う風出来るようになりましたので。その流れでさせていただきます。</p> <p>じゃあ。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>そうになったら、もう、草も何にも刈らなくても良いと云う事か。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はいどうぞ、説明してください。</p> <p>地目が、田んぼや畑から山林や原野に変わると云うのは、自動でなりますけれども。それで管理をしなくても良いのかどうかと云うのは、周りに迷惑が掛かる様な土地であれば、草刈り管理とかは、やっぱりされるべきでしょうね。地目が変わるとかじゃなくて。</p> <p>事務局、ちょっと私の方から。</p> <p>河井推進委員、どうぞ。</p> <p>今ね、事務局で此処で出して、異議申し立てと云うのはどう云う事ですか。みんなに出さないといけない訳でしょ。異議申し立ては個人が出す訳でしょ。異議申し立てが有ったら、何日かまでに出せと。それからもう1件は、この地目ですね。原野・原野・山林。どう云う意味なの。両方に跨るわな、どっちも。関係がある訳か、税務関係で。山林と原野と、これで。バラバラにこう出て来てるわな。</p> <p>それでは今、異議申し立ての件と、それから地目の件。この二つの答弁をしてください。</p> <p>先ず最初の異議申し立ての件ですけども。それぞれの通知を出して、地目をこの様に、例えば原野なら原野と云う事で変更させていただきますねと云う事で通知を出すんですけども。中には、いやいや畑のまま、自分で何とかするので地目は変えないでほしいって云う様な事を言われる様な方が希にあります。後、そう云う風な事があった場合には、ご本人さんの意思を尊重しなくては行けませんので。要は、税務係等へ通知をする分からは外して行く事と云う事で、除外をして行く</p>
--	--	--

	<p>河井推進委員 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>山下昇委員 議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山下昇委員 議長 事務局</p>	<p>と。一覧から除外をして行くと言う事になります。と言うのが異議申し立ての意味合いです。</p> <p>それから地目の話しです。原野なり山林なりと言うのがあるんですけども。基本的にこれは、税務の課税の方が見て、判断と言う事になります。木が生えている所は、立派な木が生えている所は山林になるし。雑木程度、低木の雑木とか草の方が勝っている様な所。</p> <p>分かりました。</p> <p>と言う事で、お願いします。これは課税での地目を優先しております。税金の見立ての地目をね。</p> <p>取り敢えずは現況だ。</p> <p>現況です。そう言う事です。</p> <p>現況で、こうなっていると。</p> <p>はい。その他にございますか。よろしいかな。</p> <p>一つ聞いてみましょうかな。</p> <p>はい、どうぞ。山下昇委員どうぞ。</p> <p>かつては、自分で地目変更登記をしなきゃいけなかったですけども、その後法改正で職権でと、今話がありました。それは何時頃からでしたかね。</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>法改正じゃなくて、手続き上の遣り取りを、農業会議の方が法務局と協議してくださって。職権と言う事で出来ないかなと言う協議が整ったと言うのが、2年ほど前なんです。それで、それ以前に本人さんに、変えてくださいと言う事でしてありましたけれども。順番に、またやって行って一回りしたところでまた、手続き残っちゃって地目が変わってないものについては、改めて職権と言う事でね。させて頂く様な流れで。何年か計画で、ぐるっと町内一円を改めて整理をして行くと言うやり方を、計画は立てております。</p> <p>はい。それで、スタートはどっち周りでしたかね。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>職権でやると言うのは、舎人から入りました。舎人で、東郷谷に行って、今度は花見に行って、まあ泊に行くか羽合に行くか考えながらと言う事で。最初に東郷に向かいましたので。舎人から入ったので。本当は、羽合や泊から入った方が早かったかもしれないですけども。ま、そう言う</p>
--	---	--

<p>5 その他</p>	<p>山下昇委員  中村委員 議長 中村委員     議長       （議長） 事務局</p>	<p>事で来ました。 これは良い事ですけども、なかなか判定が難しい事ですけども。まあ楽になったところもありますけども。職権でやってもらって。 会長。 はいどうぞ。中村委員どうぞ。 今のあれでまあ、地主さんとちょっとね、意見がずれた時等は、やっぱり農業委員が立ち会ってでもね。何か問題があればね。一緒に立ち会って確認すると云う事も必要なのかなど。それから、やっぱりこの内容と云うのは、こうして沢山東郷地区に出してもらったんですけども。これ、進めて行かないと、毎年同じ所を農地パトロールで見ないといけなくなるのでね。これだけの土地がね、見なくても良くなれば、我々の仕事としてはずっと少なくなるんで。その辺はちょっと、今後進めてもらいたいと思います。以上です。 はい。農地部会長さんから補足説明がございました。その他お尋ねはございますか。よろしいですか。はい。 局長の方からも、今後の流れと云う風な事も説明がございました。まあ、説明のとおりでございますので。また、詳しいことをお聞きになりたい事がございましたら、事務局の方へ。もしお尋ねがございましたら、聞いてみてください。その他にお尋ねは、じゃあございませんね。 それでは、この事につきましては、議案第 17 号「非農地の認定」についての関連の説明は、以上で終わります。以上で議事は終結致します。 続きましてその他に入りますが、資料の説明をお願いします。 ○ 平成 30 年中の農地転用及び非農地証明の状況について 農地転用：22 件 30,747 m<sup>2</sup>（内 4 条：3 件、5 条：19 件）、非農地証明：30 件 30,411 m<sup>2</sup> ○ 8 月定例総会 8 月 9 日（金）午後 3 時 00 分から 第 3 会議室 ○ 8 月農家相談会について 8 月 16 日（金）9:00～正午 第 3 会議室 当番は、横川 力 委員、蔵本孝広 職務代理、山本美代子 推進委員 ○ 農地パトロールについて 7 月 24 日（水）出発式 午前 8 時 45 分から 別館玄関前</p>
--------------	--	---

6 閉会	議長	<p>来賓 宮脇町長、中部総合事務所 加藤農林局長 にお越し頂く予定</p> <p>○ 認定農業者協議会・農業委員会交流会について</p> <p>7月29日(月) 13:30 から 中央公民館泊分館</p> <p>研修会講師：倉吉税務署職員</p> <p>以上を持ちまして、総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後4時30分)</p>
------	----	--